

同和問題の解決をめざして

部落差別の解消の推進に関する法律の成立

和歌山県

E.L.F. 公益財団法人
和歌山県人権啓発センター

同和問題とは

人権とは、すべての人が生まれながらに持っている、人として幸せに生きていくために必要な、誰からも侵されることのない権利です。ところが、私たちのまわりには今なおさまざまな不合理な差別や偏見が存在しています。同和問題もその一つです。

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、職業や住む所を制限されるとともに、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、現代社会においても、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職や日常生活の上でさまざまな差別を受けるという、我が国固有の人権問題です。

同和問題の歴史

● 同和地区の起源と江戸時代における身分制度

同和地区の起源については、さまざまな学説がありますが、中世末期ないしは近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制され、一定地域に定着して居住することにより形成された集落であるといわれています。江戸時代には武士や農民・町人とは別の身分とされ、住居や職業、近隣との交際等の社会生活のあらゆる面において厳しい規制や差別を受けていました。

● 明治維新と解放令

明治維新によって徳川幕府が終わり、明治政府は明治4(1871)年に太政官布告、いわゆる解放令を出し、「今後、身分・職業とも平民同様たるべきこと」として、江戸時代までの身分制度を廃止しました。

しかし、解放令によって制度的な身分制度はなくなったものの、明治政府は差別を解消するための施策を実施しなかったため、実質的な差別は解消されませんでした。

● 差別撤廃に向けた民衆の動き

このため、差別からの解放を求める運動が同和地区の人々の中から生まれました。大正11(1922)年に結成された全国水平社による運動がそれです。水平社創設大会で出された水平社宣言は「人の世に熱あれ、人間に光あれ」という言葉で結ばれています。この水平社宣言を起草したのが西光万吉です。西光は奈良県出身でしたが晩年は妻の郷里である紀の川市で過ごし、現在でもその住居が紀の川市に残されています。

この全国水平社による運動は全国に広がりましたが、やがて第二次世界大戦が始まると、厳しい社会情勢の中で次第にその運動も埋没していきました。

同和問題の解決に向けたこれまでの取組

● 国の取組

戦後、昭和 22(1947) 年に基本的人権の尊重と法の下の平等を基本原理とする日本国憲法が施行されました。しかし、同和地区を取り巻く状況は変わらず、依然として厳しい状況が続いていました。

このため、国においては、昭和 28(1953) 年から厚生省により隣保館設置のための予算が講じられ、漸次事業の充実が図られてきました。しかしながら、それは部分的な対策の域を出なかつたことから、同和問題の総合的な対策の樹立を求める声が次第に高まっていきました。

そこで国は昭和 36(1961) 年に内閣総理大臣の諮問機関として「同和対策審議会」を設置し、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本の方策」について諮問しました。同和対策審議会では 4 年にわたる審議を経て昭和 40(1965) 年に「同和対策審議会答申」を国に提出しました。

答申では「同和問題は、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる問題である」「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との認識に立ち、国に対して「あるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとられることを要望し期待する」とし、幅広い分野における施策の実施を求めました。

この答申を受け、昭和 44(1969) 年に「同和対策事業特別措置法」(同対法) が制定され、期間や対象地域等を限定した特別対策が実施されることになりました。「同対法」は 10 年間の时限立法でしたが、3 年間の延長を経て、昭和 57(1982) 年に「地域改善対策特別措置法」が、昭和 62(1987) 年には「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」が制定され、平成 14(2002) 年 3 月末に「地対財特法」が失効するまで 33 年にわたって法律に基づく特別対策事業が実施されてきました。

同和対策事業特別措置法 「昭和 54 年一部改正」 (3 年延長)	地域改善対策特別措置法	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 「平成 4 年一部改正」 (5 年延長)	「平成 9 年一部改正」 (5 年延長)
昭和 44 (1969) 年	昭和 54 (1979) 年	昭和 57 (1982) 年	昭和 62 (1987) 年

長年にわたる特別対策により、地域の生活環境などは大きく改善され、概ねその目的が達成されたとして「地対財特法」は平成 14(2002) 年 3 月末をもって失効し、以後の同和対策については、対象地域等を限定しない一般対策として取り組むことになりました。

● 和歌山県の取組

一方、和歌山県の同和対策については、国に先がけて昭和23(1948)年に地方改善事業補助制度を創設し、地域の環境改善に取り組んだことが始まりです。その後、昭和44(1969)年の「同対法」施行後はさらに、市町村をはじめ県民と一致協力して総合的かつ計画的に同和対策を推進し、大きな成果をあげてきました。

特に、住環境整備については、国、県、市町村が一体となり、地域住民の理解を得ながら推進してきた結果、住宅や道路等の劣悪な状況は大きく改善されてきました。

また、教育や就労については、地域住民の生活基盤に関わる問題であるとの認識のもと、積極的に取り組んできた結果、教育の機会均等や基礎学力の向上について大きな成果をあげるとともに、若年層の就労等についても一定の成果をあげてきました。

さらに、差別意識の解消についても、「県民みんなの同和運動」を展開するなど社会教育とともに推進することにより、県民の同和問題に関する基本的理解と認識は深まり、人権意識の高揚も進んできました。

同和問題の今

このように同和問題は多くの人々の努力によって解決に向かっていますが、今なお、個人を誹謗中傷する差別発言や、不動産取引等に関わって、同和地区の所在を調査したり、行政機関へ問い合わせるなどの差別事件が発生しています。また、全国的には、情報化の進展に伴って、インターネット上での差別書き込み等が発生しています。これらの背景には、同和地区やその関係者を避けようとする意識が潜在していると考えられます。

同和地区の問い合わせ

不動産の購入等に際して、その所在地が同和地区であるかどうかを行政機関（市役所、町村役場、県庁など）に問い合わせる事例が報告されています。

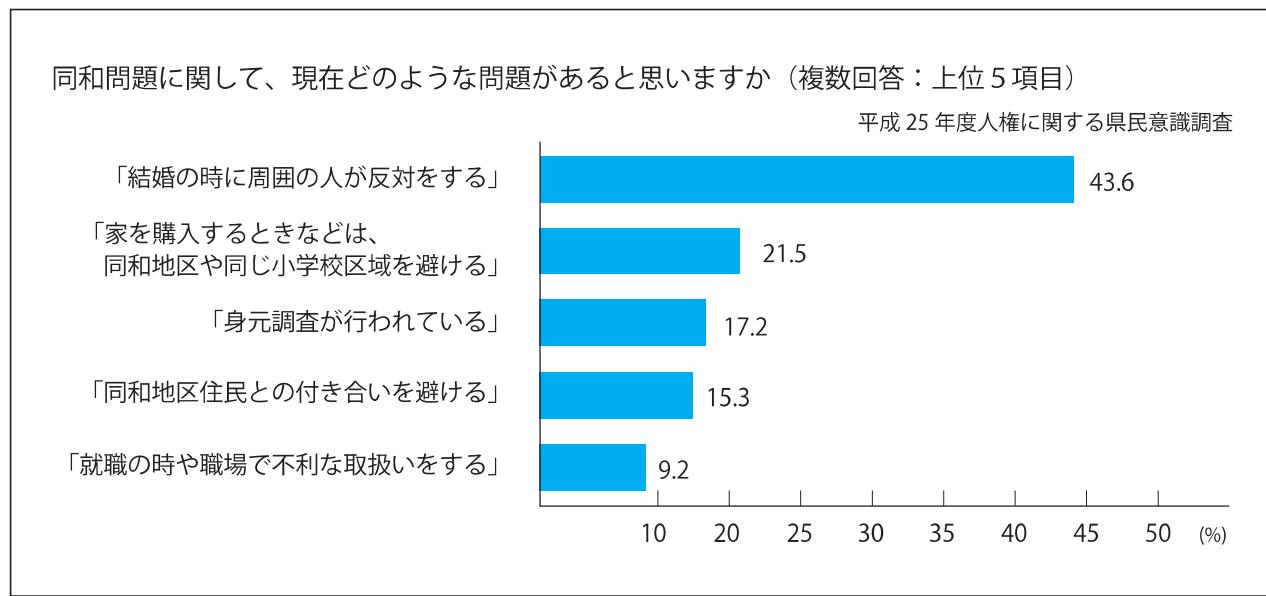
土地差別調査

不動産業者等が取引物件の所在地が同和地区であるかどうかを調査する、いわゆる「土地差別調査」の事例が報告されています。

インターネット上の差別書き込み

インターネットの匿名性・拡散性を悪用し、掲示板に同和地区やその関係者への誹謗中傷を書き込んだり、差別を助長する目的で、同和地区と称する地名の一覧をウェブサイトに掲載したりする行為が発生しています。

また、平成 25(2013) 年に県が行った人権に関する県民意識調査によると、「同和問題に関して、現在どのような問題があると思いますか」との質問に対し、最も多いのは「結婚の時に周囲の人が反対をする」で 43.6%、次に多いのは「家を購入するときなどは、同和地区や同じ小学校区域を避ける」で 21.5%となっています。



部落差別の解消の推進に関する法律の成立

特別対策によって地域の生活環境等が改善された結果、ともすれば「もう同和問題は終わったんだ。」「差別なんてないんだ。」という風潮も一部に見受けられます。

しかし、現在もなお部落差別が存在し、また、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じています。このことを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めることにより、部落差別のない社会を実現することをめざして「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成 28 (2016) 年 12 月に成立了。

法律では、部落差別解消のための施策として、国及び地方公共団体は相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることと規定しています。

県においては、この法律の趣旨を踏まえ、引き続き国や市町村等と連携しながら、相談体制の充実や教育啓発の推進に積極的に取り組んでいきますので、県民の皆さんのお協力をお願いします。

私たち一人ひとりが差別は許さないという意識を持ち、自分自身の問題としてとらえ、差別や偏見のない社会をみんなで力を合わせて築いていきましょう。

第一条**(目的)**

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

第二条**(基本理念)**

部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

第三条**(国及び地方公共団体の責務)**

国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第四条**(相談体制の充実)**

国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

第五条**(教育及び啓発)**

国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

第六条**(部落差別の実態に係る調査)**

国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議**衆議院**

衆議院法務委員会（平成 28 年 11 月 16 日）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

参議院

参議院法務委員会（平成 28 年 12 月 8 日）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

1. 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
2. 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
3. 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

同和問題についてあなたはどう思いますか



これまでの特別措置法と今回の法律の違いは？



これまでの特別措置法は地区内の生活環境改善や社会福祉の向上等を主たる目的とした法律でしたが、今回の法律は、教育啓発等の推進によって国民一人ひとりの理解を深めることにより、部落差別のない社会の実現を図ることを目的としています。



同和問題は自分とは関係がないので、知らなくても別に困らないのでは？



同和問題は私たち一人ひとりの問題です。そして、自分自身の問題としてとらえ正しい知識を身につけることが大事です。正しい知識がないと自分が直接かかわることになった場合に正しい行動をとれないばかりか、差別意識を持つおそれもあります。



そっとしておけば、自然に差別はなくなっていくのでは？



そっとしておけば差別はなくなるという考え方には、差別を受けた人に黙って耐えろと我慢を強いていることと同じで、差別の解消にはつながりません。同和問題を正しく学び、差別は許さないという立場に立って、行動することが大切です。



出身地を理由に差別されるのなら、引っ越してしまえば
差別されなくなるのでは？



引っ越してしまえば差別はなくなるというのは、部落差別は差別される側に問題があるという誤った考え方です。どこに住むのかはその人の自由であり、他者によって決められることではありません。人を出身地によって差別するという行為そのものが不合理なものであることを考える必要があります。



同和地区の人にも差別される原因があるんじゃないの？



すべての差別問題は、差別される側の問題ではなく、差別する方の問題です。誤った知識や偏見、根拠のない思い込みを捨て、一人ひとりがこの問題を正しく理解し自分自身の問題として考えていく必要があります。



「ねたみ意識」って、どんなもの？



2ページにもありますが、かつて、特別法により期限を定めて同和地区的環境改善をはじめとするさまざまな特別対策事業が集中的に実施されました。この事業が進むにつれ「同和地区だけが優遇されているのではないか」という「ねたみ意識」が生まれました。

しかし、当時は、長く続いた差別により同和地区的生活実態は厳しく、また、そのことが差別意識を温存・助長している状況にあったため、緊急的かつ集中的に事業を実施し、地域の改善を図る必要があったということを理解しなければなりません。

なお、平成14(2002)年3月末の特別法の失効に伴い特別対策事業は終了し、その後は一般対策として取り組んでいます（2ページ参照）。

■ 人権相談窓口一覧 ■

相談機関・名称	電話番号	対応日時ほか	
和歌山県 人権局 人権政策課	073-441-2563	月～金曜 9:00～17:45	
海草振興局 地域振興部 総務県民課	073-441-3353		
那賀振興局 地域振興部 総務県民課	0736-61-0006		
伊都振興局 地域振興部 総務県民課	0736-33-4900		
有田振興局 地域振興部 総務県民課	0737-64-1257		
日高振興局 地域振興部 総務県民課	0738-24-2936		
西牟婁振興局 地域振興部 総務県民課	0739-26-7909		
東牟婁振興局 地域振興部 総務県民課	0735-21-9650		
(公財)和歌山県人権啓発センター 人権ホットライン	073-421-7830	月～金曜 9:00～16:00	
法務局 常設相談所 全国統一番号	0570-003-110	月～金曜 8:30～17:15	
★ 全国共通の人権相談ダイヤルです。おかげになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。			
★ 発信した地域によっては、その地域を管轄しない法務局・地方法務局で電話を受ける場合があります。			
★ PHS、一部のIP電話等からは利用できない場合がありますので、その場合は、下記の常設相談所へ。			
和歌山地方法務局 人権擁護課	073-422-5131	和歌山地方法務局 御坊支局	0738-22-0335
和歌山地方法務局 橋本支局	0736-32-0206	和歌山地方法務局 新宮支局	0735-22-2757
和歌山地方法務局 田辺支局	0739-22-0698		

※いずれも、祝日および年末年始は除きます。



ELE 公益財団法人
和歌山県人権啓発センター

〒640-8319 和歌山市手平2-1-2 わかやまビッグ愛2F

[TEL] 073-435-5420 [FAX] 073-435-5421

[H.P] <http://w-jinken.jp> [Mail] mail@w-jinken.jp